

障がいのある人の親亡き後等の問題 解決のヒント

～「親亡き後等」の生活を支えてくれるのは?～

親亡き後等とは?

障がいのある人の生活を支援している保護者（注1）が亡くなったり、高齢その他の理由で支援を続けられなくなったときに、障がいのある人の生活が成り立たなくなってしまうという、将来不安が抱かれる問題です。

（注1）保護者とは、親、祖父母、兄弟姉妹、配偶者などの身内の中で、障がいのある人を支援している人です。

具体的にどんな不安が存在するのでしょうか?

- 身の回りのことについて、今親がやってくれていると同様の支援が受けられるかわからない。
- 言いたいことがお世話をしてくれる相手にちゃんと伝わるのだろうか。
- 自分一人の収入だけで生活していけるのか。
- 火事などの災害時に対処できるのか、犯罪に巻き込まれたりしないか心配。など

このように、「親亡き後等の問題」は、様々な課題によって構成されています。

保護者が元気なうちに、今あるサービスや制度について知り、「親亡き後等」に備えることが大切です。

障がいのある人が利用できるサービスや制度について

住むところに関する Q & A

Q

- 一緒に暮らしている保護者がいなくなったら、一人で今の家に住み続けられるのか…
- ある程度自由に生活したいけど、一人暮らしするのは少し不安がある…
- 保護者がいなくなったとき、障がいのある人が支援を受けながら暮らせる場所ってありますか？

A

障がいのある人が住む場所は、「自宅」、「グループホーム」、「障害者支援施設」が考えられます。それぞれの違いや受けられる支援は以下のとおりです。

<h4>住み慣れた自宅で暮らし続けたい人は…</h4> <p>「自宅」</p> <ul style="list-style-type: none"> 持ち家、民間賃貸住宅、公営住宅など ※自宅で利用できるサービス等は、「身の回りの生活と支援、お金の管理」を参照 	<h4>外で暮らしたいけど、まだ一人で生活するのは不安な人は…</h4> <p>「グループホーム」（共同生活援助）</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭的な雰囲気 地域の中で共同生活 主に夜間に、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助 	<h4>昼は通所施設ですごし、夜も施設でサービスを受けたい人は…</h4> <p>「障害者支援施設」（施設入所支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援体制が充実 主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の相談支援 昼は他の障がい福祉サービスを実施
---	--	---

【相談窓口】 障害福祉課 TEL：21-1413 FAX：22-1780 市内相談支援事業所（連絡先は下記参照）

障がい者（児）の相談支援事業所一覧

平成 30 年 1 月 4 日現在

事業所名	所在地	TEL	FAX	者	児
かがやき社会生活相談センター	馬場 6 組 三笠ビル 1 階	85-8401	85-8402	●	●
指定相談支援事業所 福祉の森	かみむらたまち 組 上平田町 11 組	85-8262	85-8263	●	●
指定特定相談支援事業所 フクシア	きたはま ちやうめ 北浜 3 丁目 7-12	27-0277	23-8901	●	●
障がい者生活支援センター さわやか	ふじみちやう ばん ちゆう 富士見町 12 番 17 号	26-6656	26-6656	●	●
障がい者生活相談支援センター マイウェイ	いしがきにし ちやうめ ちゆう 石垣西 2 丁目 2 番 21 号	75-7522	24-7700	●	●
★障害者相談支援センター たいよう	おおあづちかまぼ ばん ち 大字内蔵 1393 番地 2	66-1674	67-0453	●	●
★障がい者地域生活支援センター 泉	ふじみちやう 富士見町 12-13	25-3443	25-9669	●	●
障がい相談支援センター いっとうえん	いしがきむかし 石垣東 3-3-3	76-8022	21-0264	●	●
相談支援事業所 いこ	みなみたていしきめちやう ぐみ 南立石生目町 1 組 1	84-7136	84-7136	●	●
相談支援事業所 はーとポケット	いしがきに ちやうめ ばん ちゆう 石垣西 6 丁目 1 番 45 号	23-1913	23-2066	●	●

事業所名	所在地	TEL	FAX	者	児
★相談支援事業所 ばれっと	そうえん ちゆう ばん ち 荘園 6-4	25-9758	24-8504	●	●
相談支援センター ひまわり（休止中）	おおあづちかまぼあささきかわ ばん ち 大字内蔵字笹川 3020 番地 162	67-1105	-	●	●
地域相談支援センター 湯羽花	きたはま ながい きたはま ちゆう 北浜 3-11-25 永井ビル北浜 205 号	75-9621	75-9622	●	●
特定相談支援事業所 れいめい	おおあづちかまぼあささきかわ ばん ち 大字鶴見字前田 1725 番地	27-2222	26-3966	●	●
特定非営利活動法人 自立支援センター おおいた	ちよま ばん ち 千代町 13 番 14 号	27-5508	24-4924	●	●
★農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	つるみ ばん ち 鶴見 1026 番地 10	67-1897	67-1715	●	●
First star	おおあづちかまぼ ぐみ ち 大字鶴見 9 組 1	75-8880	75-8879	●	●
First star II	わかさちやう 若草町 9-9	25-1294	23-1295	●	●
べつが優ゆう相談支援センター	うちやま ばん ち 内蔵 1256 番地の 10	27-6333	76-6162	●	●
めろでいー相談支援事業所	あきま ばん ち 駅前本町 10 番 5 号	76-5807	76-5808	●	●

★委託相談支援事業所 者：指定特定相談支援事業（大人）、児：指定障害児相談支援事業（児童）

身の回りと生活の支援、お金の管理に関する Q & A

日常生活に関する支援

Q 家族がいなくなっても、慣れ親しんだ今の家で暮らしたいけど…
一人暮らしをしたいけど、一人ではできないことがたくさんあって…
自宅での生活を支援してもらえるようなサービスってあるんですか？

A 住み慣れた自宅で暮らし続けるために、ヘルパーさんに来てもらったり、外出の支援を受けたりすることができます。サービスの種類と、どんな支援が受けられるのかは以下のとおりです。

障がいのある人 自宅での入浴や排せつ、食事の介助、家事の援助をしてほしい	➔	居宅介護（ホームヘルプ）
重度の障がいがあり、常に介護が必要な人 日常生活の介護、外出時移動を介助してほしい	➔	重度訪問介護
常に介護を必要とする人 日中、施設で、入浴や排せつ、食事等の介護を受けたり、創作活動をしたい	➔	生活介護
自己判断能力が制限されている人 行動時危険を回避するための支援をしてほしい	➔	行動援護
視覚障がいがあり、移動が困難な人 外出時同行し、移動の支援をしてほしい	➔	同行援護
自宅で介護を行う人が病気などの場合… 短期間、夜間も含めて施設で食事等の介護をしてほしい	➔	短期入所（ショートステイ）

【相談窓口】 障害福祉課 TEL：21-1413 FAX：22-1780
市内相談支援事業所（連絡先はこの紙面の中ほど参照）

寝たきりなど、特に重度の身体障がいのある人 入浴の支援をしてほしい	➔	訪問入浴サービス
屋外での移動に困難がある人 円滑に外出できるよう支援してほしい	➔	移動支援
重度障がいのある人 日常生活に必要な用具を貸付してほしい	➔	日常生活用具貸付
障がいのある人 日中活動の場がほしい	➔	日中一時支援

【相談窓口】 障害福祉課 TEL：21-1413 FAX：22-1780

トレーニング（訓練）する場所

Q 自分でできることが少なく…
家族以外の人と、家の外で一緒に社会生活を送るのは不安かも…
家や学校以外で、生活マナーを身につけたり、集団生活の練習ができる場所ってないですか？

A 自分のことを自分で決めたり、生活するための力を身につけるためにトレーニング（訓練）できる場所があります。以下のようなサービスを利用することで、トレーニングの場を活用できます。

サービス	誰がどんなことをするの？
児童発達支援	未就学の障がい児が、施設で日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練をします
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童が、指定医療機関に通い、児童発達支援と治療を受けることができます
放課後等 デイサービス	就学している障がい児が、放課後や長期休暇のときに生活能力向上のために必要な訓練をします
機能訓練	身体障がいのある人が、理学療法や作業療法等のリハビリテーション、生活に関する相談をすることができます
生活訓練	知的障がい又は精神障がいのある人が、自立した生活を送るために必要な訓練、生活に関する相談をすることができます

【相談窓口】 障害福祉課 TEL：21-1413 FAX：22-1780
市内相談支援事業所（連絡先はこの紙面の中ほど参照）

保護者の代わりに生活の支援やお金の管理をしてくれる人

Q 今は保護者が通帳を管理してくれているからいいけど…
ヘルパーさんに来てもらうための手続きとか、自分ひとりではできない…
お金の管理や日常生活上の契約手続とか、誰か手伝ってくれませんか？

A 本人の判断能力の程度等により、生活の支援や障がい福祉サービス契約のための手伝い、お金の管理をしてくれる人がいます。以下のような事業や制度を利用することが必要です。

日常生活自立支援事業	
利用できる人は？	判断能力が十分でない人 ただし、一定程度の判断能力があることが必要
どんな事業？	支援計画に基づき、生活支援員が生活の支援やお金の管理などを行います
何をしてくれる？	福祉サービス利用の手伝い、日常生活上の手続の手伝い、お金の出し入れの手伝い、大切な書類などの預かり など
費用は？	相談や支援計画の作成は無料 サービス利用は有料

【相談窓口】 別府市社会福祉協議会あんしんサポートセンター別府
TEL：26-6070 FAX：26-6620

成年後見制度	
対象となる人は？	判断能力が十分でない人
どんな制度？	本人や親族等の申立てにより、判断能力の程度によって、家庭裁判所が援助者（成年後見人等）を選び、生活やお金の管理などを法的に支援します
何をしてくれる？	財産の管理、サービス利用契約や施設の入所契約等
費用は？	相談は無料、申立てに関する手続費用や成年後見人等への報酬あり

※経済的に余裕がない人は、市等で費用などの助成や援助が受けられる場合があります。

【相談窓口】 障害福祉課 TEL：21-1413 FAX：22-1780
市内委託相談支援事業所（連絡先はこの紙面の中ほど参照）

年金・手当などに関する Q & A

障がいのある人の生活を支えるための制度として、各種年金・手当などがあります

※その他、各種経済的支援に関する制度もあります。
詳しくは、障害福祉課へお問い合わせください。

年金 障害（基礎・厚生・共済）年金（国）

Q どんな制度？

A 20歳以上の人で、病気やケガで生活や仕事などが制限されるようになった場合に受けられる年金制度

Q どんな人が対象になるの？

A 病気やケガにより障がい者になった人
障がいの原因となる傷病の初診日が、年金受給前かつ65歳未満の人



Q 年金を受けるための要件は？

A ① ★いずれかの年金制度加入中に病気やケガの初診日がある
★または、20歳未満、60～65歳未満で日本国内に住んでいる間に病気やケガの初診日がある



② 一定の障がいの状態にあること

③ 保険料の納付要件あり（20歳前に初診日がある人は納付要件なし）

※その他、詳しくは下記担当窓口へ

Q 相談や申請などの手続をする窓口は？

A 別府年金事務所 TEL: 22-5111 FAX: 21-8949
保険年金課（国民年金担当）TEL: 21-1286 FAX: 26-1888

手当 手当の受給には申請が必要です！

「私ってこの手当の対象者なの？」「申請手続が難しくてよくわからない」
などお悩みの方は、お気軽に担当窓口にご相談ください。

各手当には、個別の支給要件があります。
詳しくは担当窓口へ

手当	概要	対象者等	担当窓口
心身障害者福祉手当（市）	年に1回3月に、右記対象者に 福祉手当、タクシー手当を支給 (市民税所得割課税者は当該年は不支給)	有効な障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳）を所持している人 ※特別障害者手当等、国の手当を受給している人は対象外	障害福祉課 TEL: 21-1413 FAX: 22-1780
特別障害者手当（国）	うきたいしょうしやしきゅう 右記対象者に支給	20歳以上 在宅 著しく重度の心身障がい者（1、2級の障がい者が2つ以上） 日常生活に常時特別の介護を必要とする人	
障害児福祉手当（国）	うきたいしょうしやしきゅう 右記対象者に支給	20歳未満 在宅 著しく重度の心身障がい児（1、2級の障がい児） 日常生活に常時特別の介護を必要とする人	
特別児童扶養手当（国）	しんしんしやう 心身に障がいのある20歳未満の児童を 監護している父もしくは母、又は養育者 に支給	【対象となる心身に障がいのある児童とは…】 20歳未満 しゃかいふくししせつとう ・社会福祉施設等に入所していない児童 しんしんちゆうていじやうしやう ・心身に中程度以上の障がいのある児童	
児童扶養手当（国）	かきじどうよういくち 下記児童を養育している父もしくは母、 また、父もしくは母が死亡または 又は養育者に支給 ふぼりごんしほ ・父母の離婚、死亡などにより、父又は 母と生計が異なる児童 ちちまたは ・父又は母が一定の障がいの状態にある かていじどう 家庭の児童	【対象となる児童とは…】 18歳以下 OR 20歳未満 しゃかいふくししせつとう ・社会福祉施設等に入所していない児童 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（原則） しんしんちゆうていじやうしやう ※心身に中程度以上の障がいのある児童は20歳未満	子育て支援課 TEL: 21-1427 FAX: 22-2366

共済 心身障害者扶養共済制度

Q どんな制度？

A 障がい者を扶養している保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいとなったとき、障がい者に年金が支給される制度

Q どんな人が加入できるの？

A 将来独立することが困難であると認められる心身障がい者を扶養している65歳未満の人

Q 相談や加入などの手続をする窓口は？

A 大分県障害福祉課 TEL: 097-506-2723 FAX: 097-506-1740
別府市障害福祉課 TEL: 21-1413 FAX: 22-1780

一般企業で働くための支援に関する Q & A

Q ・自分の能力に見合った仕事がしたいけど、どこで探せばいいですか？
・障がいがあっても、一般企業に就職するための力を身につけられる場所はありますか？
・就職した企業でずっと働き続けるために、相談のつてくれる人はいませんか？

A 一般企業での就職を希望する人のために、就職に向けたトレーニングをしたり、就職後、一定期間職場に定着するための支援などを行うサービスがあります。
また、サービス利用以外にも、就職のための相談や支援をする場所があります。

就労移行支援（障害福祉サービス） ※65歳未満の方が対象

就労移行支援事業所にて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、本人に見合った職場への就職と定着をめざすサービス（利用期間24ヶ月、必要があれば最大12ヶ月間更新可）

【相談窓口】
障害福祉課 TEL: 21-1413 FAX: 22-1780
市内相談支援事業所（連絡先は裏面の中ほど参照）

一般企業以外での働く場所、居場所としての働く場所に関する Q & A

Q ・お金を稼ぎたいけど、出来る事が限られていて…
・外に出て働きたいけど、短い時間しか働けないし、休みも多くなりがちで…
・誰かが支援してくれて、自分の出来る範囲で働ける場所ってないですか？

A 一般企業で働くことが難しい人も、支援を受けながら働ける場所があります。
働くこと中心ではなく、社会とのつながりを持つために、日中の居場所として自分のペースで働ける施設もあります。

ほんのちょっとした支援があれば働ける人、生活に必要なお金を稼ぐために働く人は…

「就労継続支援A型」事業所
対象：一般企業などに就職が難しい人で、65歳未満の人
雇用契約あり

生産性の高い施設で働くのは難しいけど、自分のペースでなら働ける人は…

「就労継続支援B型」事業所
対象：A型の利用が難しいと判断された人など
雇用契約なし

【相談窓口】
障害福祉課 TEL: 21-1413 FAX: 22-1780
市内相談支援事業所（連絡先は裏面の中ほど参照）

医療費の助成・負担軽減に関する Q & A

Q ・定期的に診療を受け、薬を飲んでいますが、年金収入だけでは病院の支払いが追いつかなくて…
・医療費の補助って受けられませんか？

A 市に事前に申請をすれば、医療費を助成したり、自己負担を軽減する制度があります。

重度心身障害者医療費の助成	重度心身障がいのある人や児童に対して、各医療機関の窓口で支払われた医療費の自己負担金（保険診療分）を助成する制度
自立支援医療（更生医療・育成医療）	身体障がいのある人や児童を対象に、不自由な機能を改善するためにかかった医療費を公費で負担する制度
自立支援医療（精神通院）	精神疾患で継続的な治療が必要な人に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度 ※通院のほか、薬局や精神科デイケア、訪問看護も対象

【相談窓口】 障害福祉課 TEL: 21-1413 FAX: 22-1780

ハローワーク

- 職業相談
- 職業紹介
- 職場適応指導

※求職登録を行い、障がいの態様や特性、希望職種等に応じて上記を実施

【相談窓口】
ハローワーク別府 TEL: 0977-23-8609 FAX: 0977-24-2937

障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、就業面での相談・支援、生活面での相談・支援を一体的に実施

【相談窓口】
障害者就業・生活支援センターたいよう TEL: 0977-66-0080 FAX: 0977-66-7337

地域障害者職業センター

障がい者ひとりひとりのニーズに応じて、各種職業リハビリテーションを実施

【相談窓口】
大分障害者職業センター TEL: 0977-25-9035 FAX: 0977-25-9042